

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。

具体的な支障事例

【現状】

国立公園における太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたっては、過去の事例や現地調査をもとに判断しているところだが、自然公園法施行規則第11条第12項や「国立・国立公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局)」には許可基準が定性的で明確に示されていないため、審査が困難である。環境省が策定した環境影響評価法に関する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)」を参考にするものの、記載されている環境対策例が定性的であり、自然公園法上の審査事務に応用することは難しい。

【制度改正の必要性】

許可基準が明確に示されていないことから、特に、景観(自然公園法施行規則第11条第1項第3号の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」、第4号の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」、第5号の「屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと」)について、設置許可者である都道府県知事が、周辺の景観との調和に影響が認められると判断し、申請者へ施設の仕様変更等の指導を行う際に、客観的に指導の根拠を示せず窮することがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ガイドライン等で景観への影響に関する許可基準が具体的に示されることで、明確な審査・申請者への指導が可能となるとともに、審査・許可が円滑に進み、申請者の事業着手が早期化される等、利便性の向上が期待できる。

根拠法令等

自然公園法施行規則第11条第12項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、新潟市、静岡県、浜松市、兵庫県、萩市、竹田市、宮崎県

○当県では、太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたり、改正前の自然公園法施行規則の許可基準「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」に適合しないと判断し、不許可としたが、訴訟で敗訴した事例があることから、許可基準がより具体的に示されることで、許可者・申請者双方が客観的な判断が可能になるものと思われる。

○明確な判断基準がなく、主観での判断で対応せざるを得ない。「著しい妨げにならない」などの表現では判断に迷うため、視野の何%障害する場合は認めない等の具体的な判断基準を示されたい。

○当県では許可を行った、太陽光発電設備の付近の土地所有者や地域住民等からの苦情等が発生しており、景観に配慮し、より明確な基準で指導できるようにするため、ガイドラインなどによる基準の明示が必要であると考え。特に、太陽光発電設備の新築等の許可基準のうち、本文に記載されている内容（色彩並びに形態や野生生物やその他風致景観に対する支障など）について具体的な判断や運用が難しく、一定の基準や指標などをお示しいただきたい。

○自然公園法施行規則第 11 条第 12 項第 1 項に例えば「主要な展望地から太陽光発電の工作物が見えないよう、同程度の高さの植栽を施すこと」等、具体的に追記する必要がある。

○平成 27 年 7 月 30 日付で国立公園の許可、届出の取扱要領等で太陽光発電の許可基準が新設された際に、国から「ガイドラインをできるだけ早くお知らせするよう努める」との意向が示されている。過去の経緯に沿ったものであり、妥当であると思われる。

各府省からの第 1 次回答

自然公園法の許可基準への適合は、各行為の具体的内容と各行為地及びその周辺の地形や植生、展望地等との位置関係等から個別に総合的な判断が必要です。特に、太陽光発電施設は立地等により見え方が異なるとともに、開発面積が大きく、施設設置による環境・景観影響は地域の状況により多種多様です。

そのため、省令で規定する基準以上に詳細な全国一律の定量的な基準を示すことは困難と考えています。

したがって、ガイドラインは策定は予定していませんが、ここ 5 年間の国立公園での許可等の審査実績を集約・整理し、環境省としての一定の考え方について地方自治体にお示しすることを検討します。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

自然公園法での許認可の審査に際し、地域の状況により個別に総合的な判断が必要であるのは、ガイドラインが策定されている風力発電施設の審査についても同様であり、太陽光発電施設に限らないため、審査において個別に総合的な判断が求められることはガイドラインを策定できない理由に該当しないと考えます。

全国一律の基準の設定は困難とのことですが、対象地域の特性によって場合分けをするなどして、その上でどういう観点に配慮して審査し許認可の判断をすべきかという定量的な基準を、客観的な形で示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

自然公園法施行規則第 11 条第 12 項に規定する太陽光発電施設の設置に関する審査基準の運用に関し、さらに詳細に必要とされる事項や参考となる事例、審査実績等について、地方自治体等から収集、整理、分析した上で、令和 2 年度中には環境省としての考え方を示す。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し

提案団体

愛知県、埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壤汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。

また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。

具体的な支障事例

現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壤汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。

土地所有者等が、届出時点において土壤汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化

根拠法令等

土壤汚染対策法第3条第7項、第3条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県

○土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。

○当市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壤汚染状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。

○①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度 土壤汚

染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。②事務手続きの効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて)

土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。

そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。

一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。

このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。

そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。

このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

ただし、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。

※http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf

(法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について)

○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。

○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。

○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、裁量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。

○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。

○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。

(今後の運用について)

○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形で運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。

なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【三重県】

法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。

しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解（一次回答）に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、予見可能性の有無の観点から、法制的に困難です。

また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとすることには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り消し（同条第6項）や調査・報告命令（同条第8項）といった行政行為が必要と考えられます。

このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき予見可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。

なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること

具体的な支障事例

現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。
「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。
また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子メール、クリックボタン、フォーム入力等の活用により、届出事務デジタル化の大幅な推進を図ることができるとともに、届出を行う事業者の負担が軽減される。
年間数百件ある届出事務について、デジタル化により管理・集計事務の負担が軽減される。

根拠法令等

大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4～第6の2
騒音規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10
振動規制法施行規則様式第1～第4、第6第10
水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

苫小牧市、宮城県、郡山市、前橋市、埼玉県、千葉市、三鷹市、神奈川県、川崎市、上田市、豊橋市、豊田市、大阪府、岡山県、熊本市、大分県

○他都道府県に本社を持つ事業者は当県にも多くあり、その中には対象施設を複数持つ事業者も多く、そのような事業者は代表者が年度ごとに替わる例も多く、届出のたびの代表者印押印は一定の負担になっていると考えられる。提出すべき日付の期限に間に合わせるため、苦慮している事業者も見受けられる。書類の信頼性の担保は一定確保されなければならないが、簡素化は制度全体の効率化につながるものと考えられる。

○当市においても、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法に基づく届出を年間数千件受理しており、その窓口対応及びデータ集計等に多くの労力を要しており、改善が必要であると認識している。法定様式の押印又は署名欄の省略については、届出者の地位や権限の厳格な確認を要するもの以外は、基本的に行政や事業者の事務の負担軽減につながる。

○当区においても大気汚染防止法等に基づく届出書に関して全て紙による押印を求めているところであるが、本社が遠隔地にある場合には容易に押印できず、届出時の確認作業や文書管理等に時間と労力を要している。

○当市においても様式の鑑に押印が必要であるため、鑑部分に訂正が生じてしまった場合、代表者の印鑑が容易に得られず、差し替え書類の提出に日数がかかってしまうケースがある。

○電子署名を利用した届出を一部の届出で導入しているが、利用率が低い状態にある。電子届出が普及することにより、事業者、行政双方の負担軽減が見込まれる。

○当市においても、本社が東京にある事業者や企業規模の大きな事業者については、代表者の押印が難しいとの申し出が寄せられている。

各府省からの第1次回答

令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う」ことを予定しており、ご提案の行政手続についても必要な見直しを行っていきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市のみならず他都市においても同様の支障が生じていること、また、事業者及び行政双方の負担軽減が見込まれることから、押印及び本人署名を省略することについて、令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、2020年中の早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、押印、本人署名ともに省略することにより、法的義務を負うものによる届出である確認が不十分となることについて懸念を示す意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う」こととしており、御提案の行政手続についても必要な見直しを行っていきたいと考えています。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

63

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。

具体的な支障事例

プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまうため、回収する際、回収拠点によって2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらもリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、職員が破袋して手選別回収し、焼却処分している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市において概算で年間56tものワンウェイプラスチックの削減に繋がるとともに、手選別回収作業の軽減に繋がる。また、令和元年5月に国で定めたプラスチック資源循環戦略の重点戦略にも沿うものである。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条、令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、館林市、川崎市、新潟市、中野市、浜松市、沼津市、豊橋市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、姫路市、熊本市、竹田市、宮崎市、東根市外二市一町共立衛生処理組合

○当市において、家庭から出る容器包装プラスチックは45Lまでの透明のごみ袋に入れてごみステーションに排出される。収集後、当該ごみ袋は選別施設において回収され、一部をRPF燃料としてリサイクルしているが、残りは提案団体と同様に焼却処分している。提案団体が求める措置が実現すれば、当市においてもリサイクル率の向上や焼却・埋立処分量の低減等につながることが期待される。
○汚れの少ないプラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋（大半はレジ袋）は、再商品化ルートに回っている。更にリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製のビニール袋が再商品化ルートに回れば、資源の再利用と残渣の減少に繋がると考える。
○当市では、有料指定袋（ポリエチレン製）でプラスチック製容器包装を分別回収しているが、有料指定袋につ

いては、提案市と同様に、止むを得ず選別・焼却しており、重量で3～4%程度を占めている。この有料指定袋の選別・焼却は、非効率的であることに加え、資源の有効活用や環境負荷の低減（特に温室効果ガスの排出）という観点で好ましくなく、循環型社会推進基本法に規定される基本原則（処理の優先順位）にもそぐわないため、制度改正が必要と考える。

○当市では、これまでレジ袋に入れてプラスチック容器包装が市民から多く排出されていたため、袋も容器包装としてリサイクル出来ていたが、レジ袋の有料化に伴い、市販のビニール袋に入れて排出されることが多くなっている。しかし、市販のビニール袋は法律で規定される容器包装及び特定容器に当たらないため、異物として除去し焼却処分しているのが現状であり、リサイクル率の低下や残渣率の上昇を招いている。

○当市では市民に、プラスチック製容器包装を市指定袋にて排出していただいております。収集後、中間処理施設で破袋し、手選別作業を行っている。プラスチック製容器包装の排出に使用されている市指定袋は、当市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条において、ポリエチレン製のもの又は燃焼後有害ガスを発生せず、環境に有益な機能がポリエチレン製のものと同等以上であると認められるものと規定している。市指定袋はプラスチック製容器包装の品質と酷似しており、プラスチック製容器包装に混入しても危険は伴わないものと考えている。仮にプラスチック製容器包装に市指定袋の混入が認められるのであれば、手選別ラインにおいて、危険な異物の除去に重点を置くことができ、火災事故の発生防止に繋がるのではないかと考えている。

○プラスチック製容器包装の引き取り基準において、異物とされている指定収集袋及び市販のごみ袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物とみなさないようにする旨、市長会から要望がある。

○当市においても、回収する際の市指定袋のビニール袋はリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製であるが、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、委託業者が破袋して手選別で回収し、焼却処分をしている。当市としても、使用している市指定のビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できることを要望する。

各府省からの第1次回答

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律であり、ご指摘のプラスチック製容器包装を回収する際に使用している収集袋は同法律の対象となりません。

平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」や平成31年3月に行ったプラスチック資源循環戦略の在り方についての中央環境審議会の答申を受けて、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略を踏まえ、必要な検討を行う予定です。

具体的には、「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けて、令和2年5月に経済産業省・環境省が合同審議会を立ち上げ、検討を実施しております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和2年7月21日開催の合同会議にて、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすること等について、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性が示されたことは承知している。

プラスチック製容器包装を回収する際に市町村が直接又は間接的に使用しているビニール袋についても、容器包装とまとめてリサイクルが可能となるよう環境整備がなされるという認識で良いか。また、検討の具体的なスケジュールをお示しいただき、当該ビニール袋については、市町村に義務付けられている分別収集するために必要な資材と解することができるよう、引き取り品質ガイドライン改正する等の措置を速やかに講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【沼津市】

プラスチック資源循環戦略の具体化に向けて検討する中で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収し、リサイクルする仕組みの導入に向けて検討が行われているとの報道がありました。プラスチック製容器包装・製品を一括回収することになった場合も、本市で既に導入済のポリエチレン製指定ごみ袋により収集することになるのではないかと考えられます。指定袋はプラスチックの回収段階において欠かすことのできないものであり、プラスチック資源循環の実現に重要な役割を果たすものであります。素材もプラスチック製容器包装・製品と相違は無いことから、これらを一括してリサイクルする仕組みが実現されるよう期待しています。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

令和2年9月1日に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合でとりまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」では、プラスチック製容器包装と製品をまとめてリサイクルすることが可能となる環境を整備することとされています。引き続き、本基本的方向性に沿って具体的な施策を審議し、今年度内に最終成案が得られるよう、検討を進めることとしています。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業において一部事務組合がし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること

提案団体

置賜広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。

しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。

具体的な支障事例

当組合は、昭和46年より、A市を処理区域とするし尿処理施設と、B市、C町及びD町を処理区域とするし尿処理施設の2施設を運営している。下水道の普及及び人口減少により、し尿処理施設の処理量は処理能力を大きく下回り、また施設の老朽化により改築時期を間もなく迎えることから、経済性・効率性の観点で、上記し尿処理施設を廃止し、A市下水道終末処理場での一括処理を平成29年度から検討してきた。

検討にあたり当該事業の活用を考えているが、事業の実施主体について、「下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている」と規定されていることにより支障が2点生じている。

一点目は、し尿処理の事務は、当組合の設置により2市2町の権能から除外されている。交付要綱の規定通り、下水道担当部局がし尿受入施設の設置、改築及び維持管理をしなければならないとするならば、その権能を再び市町村に戻すこととなり、自治体の意思決定に反することとなる。

二点目は、交付金要綱に沿って、下水道担当部局であるA市が事務局となり、協議会方式で施設を設置することとなれば、施設がA市の財産となる。その場合、構成市町が多額の負担金を拠出する相手先が、一部事務組合ではないことで、構成市町の住民が将来にわたって公平に利用できるかどうか等、不要な懸念を生じさせる恐れがある。

また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化」によると、共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている。

以上のことより、当該事業の事業実施主体については、地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、柔軟に解することを検討頂きたいというものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国には、下水道施設は県や単独市町が運営し、し尿処理施設は一部事務組合が運営している事例が多々ある。地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、実施主体を柔軟に解することで、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省で推進している下水道事業の広域化・共同化を加速させることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市、宮崎県

—

各府省からの第１次回答

社会資本整備総合交付金事業は、国土交通省所管の下水道事業等の実施に対して交付するものです。下水道広域化推進総合事業（以下、本事業）は、下水道事業の交付対象事業の一つであり、下水道事業を核とした汚水処理の広域化・共同化を促進するため、下水道事業者が設置するし尿受入施設の整備について交付対象としたものです。

一方、提案のあった、一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業は下水道事業でなく、本事業の対象とはなりません。

なお、提案中にある「共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている」については、下水道事業を実施するから認められるものであって、下水道事業でないものが対象となることはありません。

また、し尿（一般廃棄物）の処理を目的とした施設整備であれば、一般廃棄物処理事業を担う地方公共団体に対する補助制度（循環型社会形成推進交付金事業）もございますが、ご指摘のし尿受入れ施設は処理機能を有さないため対象となりません。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

１次回答で交付対象が「下水道事業者」とされているが、交付要綱第１章イー７ー（９）３の交付対象は、「地方公共団体」と規定されており、他の大部分の下水道事業において交付対象としている「下水道事業を実施する地方公共団体」とはされていない。また、交付要綱第１章イー７ー（９）４の留意事項⑤では、「以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。」と規定されている。

東北地方整備局からは、以前、下水道法第４条の事業計画を策定する地方公共団体が本交付金の交付対象となり得ると聞いている。し尿が同法第２条第１号の下水に含まれると解すれば、し尿受入施設は夾雑物を除去する下水の処理を行うこととなり、同法第５条第３号の終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）に該当すると考えられる。本組合が整備しようとするし尿受入施設は、夾雑物を除去する前処理等を行う設備として下水道終末処理場に設置するものであり、本組合がし尿受入施設単独での事業計画を策定することについて御配慮いただきたい。

また、本組合は当該下水道終末処理場を運営する市等により設けられたものであり、一部事務組合等が下水道終末処理場を運営する主体等と連携してし尿受入施設を設置・維持管理することが確保されるのであれば、下水道事業の広域化・共同化の観点から、地域連携の実情に応じた実施主体による施設管理を可能とするため、「一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業」について、交付の対象として取り扱うよう、交付金要綱を柔軟に解釈いただきたい。これは、下水道広域化推進総合事業の交付対象にし尿受入施設が追加された趣旨とも合致すると考えられる。

また、循環型社会形成推進交付金事業でいう処理機能とは、どのようなものを指しているかお示しいただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

A市の管理する終末処理場に一部事務組合がし尿受入施設を設置すること自体は制度上可能です。ただし、ご提案にある下水道広域化推進総合事業(以下、本事業)は、下水道管理者が事業主体となて行う事業を支援する制度であるため、下水道管理者ではない一部事務組合が本事業を活用することはできません。

本事業の交付対象が下水道管理者であることについては、社会資本整備総合交付金交付要綱の「第6 交付対象事業」に、⑥下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)と記載されていることから、本事業の交付対象は「下水道事業を実施する地方公共団体」になります。

ご指摘の、「下水道事業を実施する地方公共団体」とは、下水道法第四条における「『公共下水道』を管理する者」を示しており、『公共下水道』とは同法第二条第三号イで「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定められております。そのため、し尿受入施設のみでは「公共下水道」としての要件を満たさないことから、し尿受入施設の設置等のみを行う一部事務組合は、「『公共下水道』を管理する者」に該当しません。また、下水道法の事業計画の策定主体は下水道管理者と定められていることから、「『公共下水道』を管理する者」でない当該一部組合が事業計画を策定することはできません。

なお、下水道終末処理場を有するA市が事業主体となり、一部事務組合と連携していただくことで、一部事務組合がご要望されている、し尿受入施設に関して本事業を活用することができます。ご懸念されている点については、A市を含む関係者と協議のうえ、し尿受入施設の利用や負担金に関する規定を定めることで、地域の実情に応じた運営が可能となると考えております。

また、循環型社会形成推進交付金事業においては、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、し尿等に含まれる資源(メタンガス、堆肥等)の回収までを行う汚泥再生処理センターの整備に対し支援を行っております。循環型社会形成推進交付金事業という処理機能とは、再生及び処分まで行うことを指しています。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方創生污水处理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

地方創生污水处理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

具体的な支障事例

地方創生污水处理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）の交付決定通知を受けたうえで污水处理施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）の整備事業を推進している。

交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月（6月～翌年3月）となる。

また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初（4月1日付け）から生じさせることができない状況となっている。

特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水等を処理する施設の整備（道路下に管渠を布設する工事）を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。

（支障事例）

交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。

また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。

以上、本事業は、複数の類似施設（農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽）を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付決定の効力開始日を年度当初（4月1日付け）とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。

根拠法令等

地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県

○当市では同様の支障事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いになると円滑に事業が執行できる。

○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末しゅん工を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期着手でき、次年度予算要求が円滑に行え、効率的な事業執行が可能となる。

○当市は、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。

○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不足期間については繰越措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。

各府省からの第1次回答

御提案を踏まえ、関係府省間で地方創生污水处理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業を円滑に実施する観点から、関係府省間での検討・調整を早急に行い、地方創生污水处理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化

提案団体

島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。

具体的な支障事例

自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金は、例年6月中下旬頃に交付決定が行われるが、自然公園施設等の工事は、道路や河川などの通常の工事と異なり、車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、作業員が徒歩で工事現場に向かう必要があるなど、小規模な工事であっても長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ、中山間地域等の積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られており、交付決定後の着手では工期の設定が厳しく、大きな支障となっている。

また、このことは、建設業界における働き方改革の推進の制約となっていると考えられるほか、今後建設技術者の確保が厳しさを増す中で、これらに起因して工事の入札不調(不落札)の頻発等も危惧されるなど、円滑な環境行政の推進等に重大な支障が生ずることが懸念される。

【具体的なスケジュール】

4月初め…県への予算割当内示

4月上旬…県・市町村箇所配分検討、市町村への割当内示

4月中旬～5月中下旬…県分作成、市町村からの申請とりまとめ(修正等申請支援を含む)、交付金交付申請書様式作成、添付書類作成(工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等)

5月中下旬頃…国への交付金交付申請

6月中下旬頃…国からの交付決定通知→市町村への交付決定通知

6月中下旬～1箇月間…工事発注期間(入札公告～入札執行～受注者決定)

7月中下旬頃～1箇月間…工事計画・関係機関調整・資材調達等の準備期間

8月中下旬頃～11月中下旬頃…積雪地帯での実質の工事可能期間【約3箇月間】

これ以降、積雪地帯では工事不能期間(12月～3月中旬)となる

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金交付決定前着工の制度化により、約2箇月間の早期執行が可能となるとともに、業務の平準化が図られ建設業界の働き方改革にも資する。

根拠法令等

自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県

○建設現場の担い手不足が問題となっており、年度末の公共工事の重複を避けるため、交付金交付決定前着工の制度化は有効と考える。
○自然環境整備交付金等については、例年、交付決定が6月頃となっている。本県の国立公園及び国定公園は山岳地域にあることから、交付決定が6月以降の着工となると山岳積雪地帯等では工期が十分に確保できない上、入札不調の原因の一つとなっていることや建設業界における働き方改革の推進の制約となっている。
○交付金交付決定前着工の制度化により、早期執行による円滑な事業実施、併せて建設業界の働き方改革にも資するものであり、必要な制度改正である。

各府省からの第1次回答

自然環境整備交付金交付要綱（令和2年4月1日最終改正）第11及び環境保全施設整備交付金交付要綱（令和2年4月1日最終改正）第11に記載のとおり、「申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付決定を行うもの」となっているが、特に着手を急ぐ事業については交付決定までの処理を速めることは可能なので、事業を急ぐ場合は、4月1日の内示以降、早期に交付申請するとともに、個別に担当へ相談いただきたいと考えています。
なお、本交付金では事前の審査により適正な交付金事業の執行を図るため、交付決定前着工によらず、上述の早期交付申請による早期交付決定により事業の円滑化を進めたいので、ご協力をお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個別対応による早期の交付決定処理については、対応をお願いする。
しかし、県・市町村の申請書、並びに、多量の添付書類作成（工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等）や取りまとめには長期間を要し、国への申請は、従来どおりの5月中下旬頃とならざるを得ず、その後、国において早期の事務処理をされてもなお、予算内示から約2か月間を要するものと思慮される。当該交付金事業の工事は車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、通常の工事と比較し、長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られる。
このような事情から、回答いただいた国における早期の交付決定処理では効果は極めて限定的であり、他省庁では実施されている「交付金交付決定前着工」の制度化を、強く要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案等を踏まえ、交付決定前着工（着手）の導入について検討・調整を進めて参りたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

3R 推進交付金の交付対象の明確化等

提案団体

神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催

具体的な支障事例

3R 推進交付金(循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金)の申請は、要綱や要領、マニュアル、レシピブック等、関係する資料が多岐に渡っており、多層的かつ複雑なものとなっている。

具体的な検討を行う場合、交付の対象性や交付率の判断において、要綱等に明確に示されていない部分が多く、申請事務に支障をきたしている。

例) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設を検討する場合

①整備基本計画を策定する時

交付対象事業の範囲は、要綱別表1の18項及び要領18項(6)に記載されているが、具体的には記載がない。

H18.5 作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。

②施設を整備する時

各設備に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、同Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなるか判断できない。

要綱:循環型社会形成推進交付金交付要綱

要領:循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

レシピブック:循環型社会への改革・Recipe Book

マニュアル:エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付対象等についての明確化が行われることで、申請の際の県及び市町村の事務が軽減され、効率化・適正化につながる。

また、要綱等の改正、整理だけでなく制度全般の担当者向け説明会や研修会の開催が実現すれば自治体の負担軽減につながり、迅速な交付申請が可能となる。

根拠法令等

循環型社会形成推進交付金交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、鶴岡市、茨城県、鹿沼市、八王子市、横須賀市、平塚市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、鳥取県、島根県、徳島市、高松市、新居浜市、久留米市、長崎県、熊本市、竹田市

○交付金にあつては、補助金と異なり、特定の目的をもって交付するものであることから、施設の処理方法や整備内容について、柔軟な対応が可能である一方、整備する施設は必ずしも定型的ではなく、交付対象範囲の詳細を事前にマニュアル等により網羅することは困難と思料されるところ。このため、当方でも、現状、事業主体から事例の相談が多数寄せられているほか、会計検査院の現地検査において、事業主体の解釈の相違から返還事例も少なからず発生している。環境省において、豊富な具体事例を踏まえて、何がどこまで交付対象となるのか整理されることは、事務量の減少や不適切な取扱の回避につながることから歓迎するものである。

○「施設整備に関する計画支援事業」の交付対象範囲が具体的に示されていないことから、交付対象としてよいか不明な費用項目について、県若しくは県を経由して国に確認しながら算定を進めており、交付対象事業費の算出に時間を要している。また、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱」に基づき交付金額を算出する際に共通仮設費（率分）が営繕損料と労務者輸送費しか示されておらず、その他の共通仮設費をどの基準に基づきどのような方法で算出するのか要綱のみでは判断ができない状況である。

○当市は令和3年度より、環境省が令和2年度に整備する浄化槽台帳システムへの平仄のための調査の実施を検討しており、その予算措置を今年度する必要がある。この調査が、循環型社会形成推進交付金における浄化槽整備効率化事業の補助金の対象となるためには、どのような調査内容、調査方法であれば良いのか等については今のところ詳細には規定されていないと認識している。よって、現状では、調査内容等が概ね決定した段階で補助対象になりうるか個別に確認を取るしかないと考えているが、もし補助対象となるための詳細な規定、基準がある場合は、早期に明確にさせていただくことで、調査内容等の立案が可能になると考える。また、今後、建設工事の発注において、予備機設置数の考え方や基礎工事の交付率が、1/2か1/3かの判断ができない可能性がある。実質的には県・国への相談や聞き取りによって個別に確認せざるを得ないと考えている。

○廃棄物処理施設整備の交付対象経費については、積み上げて積算するもの、割合を乗じて積算し且つ、限度額があるものなど、算出基準が多岐にわたり複雑なものとなっている。そのため、交付の対象性や基準額を判断するためには、取扱要領だけでなく環境省より過去に発せられた通知や、廃棄物処理施設整備の実務必携等を参照する必要がある、申請事務に時間を要することとなっている。取扱要領やQ&Aの追加修正、担当者向け説明会や研修会が開催されればより迅速な交付申請が可能になると思われる。

○循環型社会形成推進交付金については、要綱やマニュアル等の資料が更新ではなく新たに作成・通知されることが多く、どの資料を参考にすべきか判断に迷う。また、これらの資料は過去から更新されていないため、実際の処理との乖離が生じており、問い合わせ等の事務が増えている。

○交付申請、地域計画の策定等については、関係資料がすべて交付金サイトに掲載されていないこと、関係資料が多岐にわたることで実際に必要な情報にたどりつくまで時間がかかり、無い場合には個別に問い合わせを行う必要がある。Q&Aを充実させるとともに、既存の資料をわかりやすく整理されたい。

○施設整備の交付対象事業費のうち、付帯工事費について、取扱要領には、必要最小限のものについて環境大臣に協議し承認を得た額と記載されており、対象事業範囲が判断できない。

各府省からの第1次回答

循環型社会形成推進交付金等の申請手続きにつきましては、「循環型社会形成推進交付金サイト」に情報を集約し、自治体の負担軽減のための各種マニュアル、Q&A等を作成し、情報提供してきたところです。

ご指摘を踏まえ、多岐に亘る資料の集約化による交付対象の明確化など、引き続き自治体の負担軽減に努めてまいります。

また、具体的な事務手続きを説明する担当者会議等も引き続き開催してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

資料の集約化により交付対象の明確化を行う旨のご回答をいただきましたが、集約化だけで交付対象を明確化することは困難と思料します。どのような方法で自治体の負担軽減を行うのか、例えば、制度改正を踏まえてレ

レシピブックを更新し、その中に具体的な施設の例をもとに交付率の明示を行う、交付金返還事例を分析、集約し、Q&Aを充実するなど、できるだけ具体的にお示しいただきますようお願いします。

最低限交付金返還手続きにならないよう、交付金制度に関する関連資料の整理が行われ、自治体職員の制度の理解促進、手続きの効率化（問合せ回数の減少を含む）に資するよう取組んでいただきたいと思います。

また、「循環型社会形成推進交付金サイト」については、各種手続き等に関するマニュアル（額の確定・地域計画等）や各種通知（財産処分等）等、交付金に関するものは全て掲載していただきますようお願いします。

さらに、具体的な事務手続きを説明する担当者会議については、制度概要や前年度からの変更点だけでなく、初任者向けに、交付金制度に係る関連法規や背景、各種手続き、手続きにおける注意点などの詳細についても説明していただきますようお願いします。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第２次回答

ご提案を踏まえ、レシピブック等の改訂について検討いたします。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減

提案団体

神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること

具体的な支障事例

災害等廃棄物処理事業費補助金については、環境省地方環境事務所が調査をするに当たり、事前に災害等報告書の作成が求められている。
その際、員数(件数)を確認するために全ての作業日報及び計量伝票の添付が必要であったり、廃棄物や搬入搬出の車両状況等、何百枚もの写真の提出を求められることとなり、災害対応に注力できない状況となった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資料の添付については、災害という非常事態の中での必要最小限という観点で見直し(削減)を行うことで、県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができる。

根拠法令等

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、釜石市、宮城県、仙台市、鶴岡市、福島県、茨城県、水戸市、ひたちなか市、鹿沼市、八王子市、三浦市、浜松市、豊橋市、半田市、稲沢市、鳥取県、島根県、徳島県、久留米市、長崎県、熊本市、竹田市、宮崎市

○令和元年東日本台風においては、発災から災害査定までの期間が短く、災害対応を行っている被災市町村にとって、膨大な添付資料が要求される災害報告書の作成は過重な負担となった。査定前日まで報告書作成に追われていた市町村もあったため、添付資料は処理事業費の推計に必要な最小限度のものを定型化するなどの改善が必要。

○災害が発生した場合は災害廃棄物処理に対応する中で、災害等報告書を作成しなくてはならないため、大きな負担となる。提出資料にはカラー写真も必要となる場合があり、庁内で利用に制限のあるカラーコピー機を多用して資料を作成するため、作業時間が多くかかってしまう。また、提出資料が交付要綱等で明確になっていないものもあり、県や国への確認作業に時間がかかることがある。

○災害時には避難所等へ人員配置などにより、人員が不足することが懸念され、必要となる人員が必ずしも確保できない可能性がある。そのため、少数の人員でも災害対応を適切に実施するにあたり、あらかじめ災害等

廃棄物処理事業費補助金申請に係る事務手続きを最小限にすることが望ましいと考える。

○当市でも、昨年の台風被害において当該補助金を利用する際に、大量の提出物を求められ、災害対応に注力できない状況となったことから、制度の改正を希望する。

○災害廃棄物の処理に際しては、多量に発生した廃棄物を迅速に処理する必要があることから、提案による申請事務の効率化は必要と考える。

○非常事態宣言が発せられるほどの大規模災害が発生した場合には、自治体として極度に混乱した事態が想定され、事態の終了時期も見通せず多量の災害報告書の作成に取り組む職員の心的苦労や疲弊は多大なものであり、睡眠・休養の機会を減少させ、体の異変、精神疾患の発症なども懸念される。また、災害報告書作成に時間を要し、廃棄物処理が滞ってしまった場合には、廃棄物の腐敗化や感染症など2次的被害にも繋がることも懸念される。そのため、災害対応に力を尽くせるよう添付資料の簡略化など見直しを図ってほしい。

○当市においても当該補助金を活用した実績があるが、災害廃棄物の受入と並行しながら補助金に係る一連の事務を滞りなく遂行するにあたっては、特に規模の小さい自治体ではマンパワーの不足を実感した。

○発災時におけるマンパワーの不足は、以前から指摘されているところである。また、補助金も早期の支出が求められるところであり、事務の簡素化は、早期復旧に資するものと考ええる。

○災害等廃棄物処理事業費補助金については、被害報告の提出までの期限が短く、添付書類の準備と災害廃棄物処理を同時に行うことは、被災経験が多くない自治体や人手が足りない中小規模自治体にとって大きな負担である。

○発災から災害報告書の提出期限が短いことから、報告書作成の事務量が増えれば災害対応が遅延することとなる。報告書によって事業費の総額を確定することも重要であるが、その員数等の確認に要する添付書類を抽出したものにするなどし、初期の対応に支障が出ないようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答

災害等廃棄物処理事業費補助金の調査は、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づき実施しており、災害査定において事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。

環境省としても、被災直後の自治体の負担を軽減し、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。

このため、従前より必要最低限の帳票や写真等の添付をお願いしてまいりましたが、何百枚もの写真の提出を求められたとの状況に鑑み、改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。なお、災害が起こってから期間が短いため、災害報告書への帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらうようお願いいたします。

【補足】

災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況等を確認のうえ採否を決定するため、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合があります。

災害廃棄物の処理が進むと、調査の際に災害廃棄物や処理の過程で必要であった機材等が確認出来ないこともあるため、当該補助金で申請される内容については、事後でも確認出来るよう写真を残していただきますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答いただいているとおり、必要最低限の資料を求めているにも関わらず、実質的には災害査定の関係で、被災自治体は過大な資料を添付することとなっています。

このようになる理由は、災害時においては被災自治体の置かれている状況もさまざまであり、必ずしも個別名称の資料がそろえられる可能性がない場合もあることから、幅広に規定されているためであると思料します。

そのため、災害時の事務負担を考慮したうえで添付資料が必要最低限となるよう、例えば、金額の確認のため〇〇の資料を添付する、処理した廃棄物の種類の確認のため処理先別に搬出車両に廃棄物を積載した状態の運搬車両の写真を添付する、など、あらかじめ必要資料とその目的を具体的に整理し、要領、災害関係業務事務処理マニュアルの改正（平成28年の通知発出を踏まえた所要の改正を含む。）等の措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、提案団体として、別添の添付書類案を提案します。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、被災市町村の負担軽減を図り、災害対応に注力する観点から、市町村等の実務を担当する担当者向けの災害関係業務事務処理マニュアルにおいて、必要最低限の書類をできる限り明確にした上で、地方公共団体に令和2年度中に通知する予定です。